

環境経営レポート

(対象期間:2023年10月1日～2024年9月30日)

第7号



株式会社中谷総業

作成日:2024年10月10日

目 次

． 組織の概要	・・・・・・・・ P 1～2
． 実施体制	・・・・・・・・ P 3
． 環境経営方針	・・・・・・・・ P 4
． 環境経営目標	・・・・・・・・ P 5
． 環境経営計画	・・・・・・・・ P 6
． 環境経営目標の実績とその評価	・・・・・・・・ P 7
． 環境経営計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容	・・・・・・・・ P 8
． 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果 並びに違反、訴訟などの有無	・・・・・・・・ P 9
． 代表者による全体の評価と見直し・指示	・・・・・・・・ P 10

組織の概要

- 1 事業者名 株式会社中谷総業
- 2 代表者氏名 代表取締役 中谷 真樹
- 3 所在地 本社: 〒 434-0005 静岡県浜松市浜名区大平607(登記上)
事務所: 〒 434-0006 静岡県浜松市浜名区四大地9-110
TEL 053-589-0581 FAX 053-582-3627
E - mail nakaya-sogyo@air.ocn.ne.jp
- 4 環境管理責任者 取締役 中谷浩和
連絡担当者 事務局 前原 あや
連絡先 TEL 053-589-0581 FAX 053-582-3627
E - mail nakaya-sogyo@air.ocn.ne.jp
- 5 認証・登録の対象範囲
活動: 建設業(土木、とび・土工、舗装、解体工事業)、産業廃棄物収集運搬業
対象組織: 本社、四大地事務所、第一駐車場、第二駐車場、都田土場、モータープール(重機置場)、事務所前駐車場
- 6 事業内容
 - ・ 特定建設業
静岡県知事許可(特-29 第24016号)
(土木/とび・土工/石/鋼構造物/舗装/しゅんせつ/水道施設/解体工事)
有効期限 令和5年3月15日から令和10年3月14日まで
 - ・ 産業廃棄物収集運搬業(積替え及び保管行為を除く)
 - 1・ 静岡県 第02201029750号
(廃プラスチック類、金属くず、がれき類(石綿含有廃棄物を含む。)汚泥、木くず、繊維くず)以上、6品目
有効期限 令和2年4月10日から令和7年4月9日まで
 - 2・ 愛知県 第02201029750号
(廃プラスチック類、金属くず、がれき類(石綿含有廃棄物を含む。)汚泥、木くず、繊維くず)以上、6品目
有効期限 令和3年2月10日から令和8年2月9日まで
 - ・ 一般貨物自動車運送事業
中部運輸局 中運自貨第1421号
許可年月日 平成17年3月9日
- 7 事業の規模
 - ・ 法人設立(現在地) 1989年8月18日
 - ・ 事業規模

活動規模	単位	2021年	2022年	2023年
資本金	万円	2,000	2,000	2,000
売上高	百万円	490	450	623
従業員	人	40	38	37
事務所床面積	m ²	90.65	90.65	90.65
敷地面積	m ²	12,000	12,000	12,000
収集運搬量	t	3,990	3,440	502
 - ・ 事業年度 10月1日～翌年9月30日

施設等の状況

収集運搬業の運搬車両の種類と台数

10tダンプトラック	19台
2tダンプトラック	2台
3tダンプトラック	3台
4tダンプトラック	2台
セルフ・セミトレーラー	各1台
21t ダンプトレーラー	2台
合計	30台



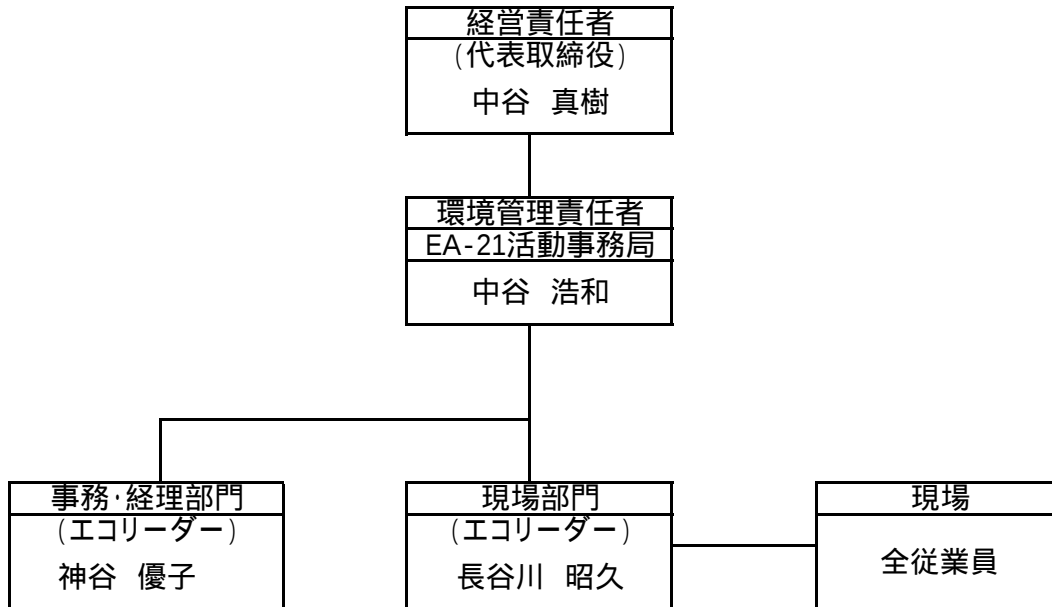
8 レポートの対象期間及び発行日

環境経営レポート対象期間(2023年10月1日～2024年9月30日)

環境経営レポート発行日(2024年10月10日)

実施体制

作成日： 2024年8月1日
作成者： 中谷浩和
対象範囲： 全組織・全活動及び全従業員



< 環境管理組織における機能 >

経営責任者	・ 環境経営全般に対する責任と権限 ・ 環境方針の作成と社員への周知 ・ 全体の評価と見直し ・ 実施体制の構築
環境管理責任者	・ 環境経営活動の推進 ・ 環境目標及び環境計画の作成 ・ 環境経営推進会議の実施 ・ 経営者への進捗報告
EA-21活動事務局	・ 各部門のデータのまとめ ・ 活動計画の予実績管理 ・ 環境負荷・環境への取組みの自己チェックの実施 ・ 環境管理責任者補佐 ・ 法規制最新版管理 ・ 文書・記録の管理
事務・経理部門	・ 環境計画の実施 ・ 月別部門データの集計 ・ 問題点の把握と是正の実施 ・ 推進会議の出席 ・ 従業員教育
全従業員	・ 環境経営計画の把握 ・ エコアクションの取り組みへの参加

環境経営方針

〈企業理念〉

当社は、本業である土木工事の事業活動を通じて、地球温暖化問題への取り組みや地域の環境活動に自主的・積極的に取り組みます。安全で安心していただける工事を積極的に取り組みお客様に提供することが当社の一番の環境対策と考えて、従業員一丸となって継続的に改善活動に取り組んでまいります。

1. 事業活動が環境に与える影響を把握し、環境保全に視点を置いた活動を 推進いたします。

建設工事は環境に配慮した工事を実施いたします。
受託した廃棄物の適正処理し、リサイクル率の向上に努めます。
グリーン商品の使用を継続します。
廃棄物の削減活動と再資源化推進の活動に取り組みます。
CO2削減の為に省エネ活動に取り組みます。
水資源を有効活用し、節水に努めます。
地域清掃活動を行います。

2. 環境に配慮した活動の目標を設定し、環境目標の達成状況及び活動計画の実施状況を定期的に確認・評価し、環境経営のシステムを継続的に改善致します。

3. 環境に関する法規制及び協定を遵守致します。

4. 全社員が環境方針を理解し、それを周知徹底すると共に、この方針を掲示し社員教育を計画的に実施し、環境問題への意識向上を図ります。
また、社外に環境活動レポートを公開し、利害関係者のみならず社会とのより良いコミュニケーションを図ります。



制定年月日 2018年10月15日
改定日 2019年4月1日
株式会社 中谷総業
代表取締役 中谷 真樹

環境経営目標

我が社は、事業活動により発生する環境負荷量の変動が大きいことから、環境経営目標の設定方法として前年度実績を基準値とする「スライド方式」を採用しています。

1. 取組期間(2023年10月～2024年9月)の環境経営目標

項目		単位	2022年10月 ～ 2023年9月	2024年10月 ～ 2024年9月	
			基準年(実績)	目標削減率	目標値
環境配慮工 事実施	環境配慮工事の実施		実施に努めた		実施に努める
	受託した廃棄物への配 慮		配慮に努めた		配慮に努める
グリーン購入推進			購入に努めた		購入に努める
廃棄物排出 量削減	一般廃棄物排出量		維持向上に努めた		維持向上に 努める
	産業廃棄物リサイクル 率の向上	%	99.8%		95%以上
二酸化炭素排出量削減		kg-CO ₂	812,954	-1.0%	960,500
内訳	電力	kWh	20,411	-1.0%	23,172
	ガソリン	L	21,707	-1.0%	24,303
	軽油	L	292,358	-1.0%	346,834
	プロパンガス(LPG)	kg	129.7	-1.0%	138.0
水道使用量削減		m ³	323	-1.0%	904

< 備考 >

- 「購入電力」の二酸化炭素排出係数は、R5.1.2.4 環境省・経済産業省公表の中部電力R3年度実績(2021年度)の調整後排出係数「0.388kg-CO₂/kWh」を使用した。
- グリーン購入・環境配慮の取組については定性目標とする。

2. 中期の環境経営目標

項目		単位	2023年度 2023年10月 ～ 2024年9月	2024年度 2024年10月 ～ 2025年9月	2025年度 2025年10月 ～ 2026年9月	2026年度 2026年10月 ～ 2027年9月
			基準年(実績)	目標	目標	目標
環境配慮工 事実施	環境配慮工事の実施	件	向上に努めた	実施に努める	実施に努める	実施に努める
	受託した廃棄物への配 慮		配慮に努めた	配慮に努める	配慮に努める	配慮に努める
グリーン購入推進		%	購入に努めた	グリーン購入に配慮する		
廃棄物排出 量削減	一般廃棄物排出量	t	維持向上に努めた	維持向上に努める		
	産業廃棄物リサイクル 率の向上	%	99.9%	95%以上		
二酸化炭素排出量削減		kg-CO ₂	882,403	-1.00%	-2.00%	-2.5%
内訳	電力	kWh	22,399	-1.00%	-2.00%	-2.5%
	ガソリン	L	26,019	-1.00%	-2.00%	-2.5%
	軽油	L	315,144	-1.00%	-2.00%	-2.5%
	プロパンガス(LPG)	kg	91.8	-1.00%	-2.00%	-2.5%
水道使用量削減		m ³	246	-1.00%	-2.00%	-2.5%

環境経営計画

(取組期間:2023年10月～2024年9月)

目的	区分	項目	責任者	活動項目	スケジュール											
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
環境配慮工事実施 	特定工事他	環境配慮工事の実施	中谷	特定工事での施工計画への反映												
				環境配慮工事の提案												
	受託廃棄物への配慮	収集運搬	中谷	過積載をしない												
				運搬時の積荷の落下をしない												
グリーン購入推進 	建設資材設備		中谷	再生路盤材の使用												
				間伐材使用バリケードの使用												
				リサイクル材の使用												
	事務用品他		前原	環境ラベル対応品の購入検討												
				何回も使える物購入検討												
				小さい容器から大きな容器への切替検討												
廃棄物排出量削減 	建設副産物のリサイクル		中谷	廃棄物の分別化												
				電子マニフェストの導入												
				仮設資材、用具のリユース化												
	事務所		前原	コピー用紙の両面使用												
				集約化購買												
				FAXのPDF化の検討												
				3Rの実践												
				廃棄物の分別とリサイクル												
二酸化炭素排出量削減 	購入電力	照明	前原	消灯の徹底												
				高効率照明機器の導入(LED化)												
		空調	前原	温度設定夏28 冬20												
				クールビズ、ウォームビズ												
				フィルター定期清掃												
				使用していない部屋の空調停止												
		コンプレッサー	中谷	作業場コンプレッサー環境整備												
				昼休み時間稼働停止												
				エアー漏れの点検と修理												
		その他	前原	使用しない機器の待機電力カット												
				使用しない時の湯沸かし器のスイッチOFF												
	ガソリン・軽油	社用車 10tダンプ	長谷川	エコドライブ												
				エコ整備												
				日常・定期点検の実施												
				不要な荷物を搭載しない												
				排ガス対応車の導入検討												
				現場までの社用車の同乗の徹底												
		重機	長谷川	アイドリングストップ												
				省エネ重機の使用												
水道使用量削減	上水		中谷	節水表示												
				ストップガンの取り付け												
地域貢献			前原	敷地内の緑化を行う												
				近隣道路清掃												

環境経営目標の実績とその評価

取組期間(2023年10月～2024年9月)の環境経営目標の実績

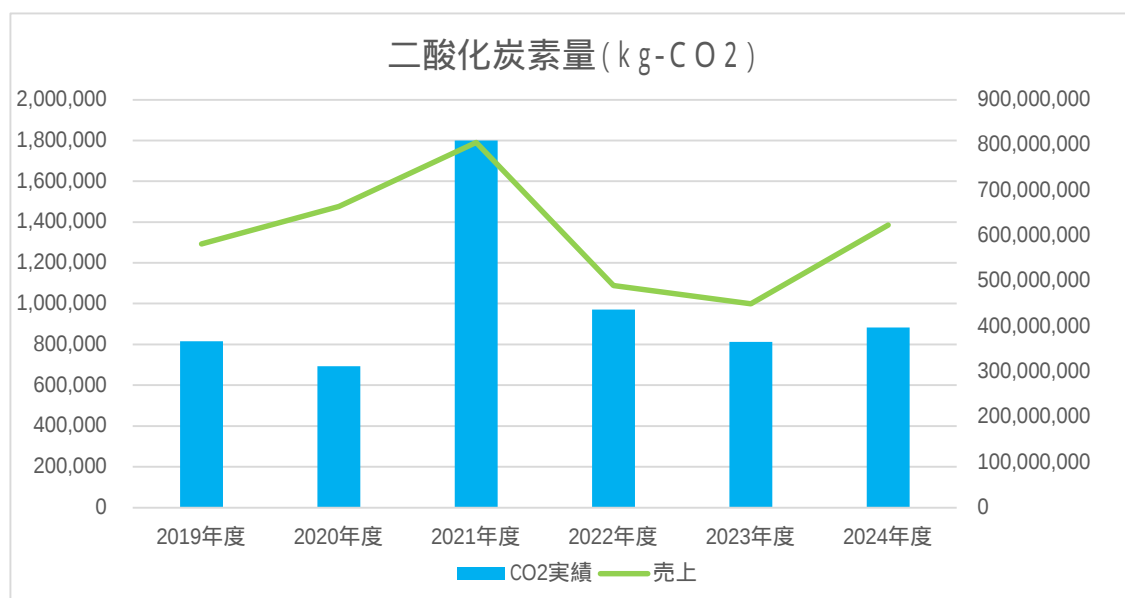
項目		単位	基準期間	運用期間				
			2022年10月 ～ 2023年9月	2023年10月～2024年9月				
			基準年(実績)	目標削減率	目標値	実績値	目標比率	評価
環境配慮工事実施	環境配慮工事の実施		実施に努めた		実施に努める	向上に努めた		○
	受託した廃棄物への配慮		配慮に努めた		配慮に努める	配慮に努めた		○
グリーン購入推進			購入に努めた		購入に努める	購入に努めた		○
廃棄物排出量削減	一般廃棄物排出量		維持向上に努めた		維持向上に努める	維持向上に努めた		○
	産業廃棄物リサイクル率の向上	%	99.8%		95%以上	99.9%		○
二酸化炭素排出量削減		kg-CO ₂	812,954	-1.0%	804,824	882,403	109.6%	
内訳	電力	kWh	20,411	-1.0%	20,207	22,399	110.8%	
	ガソリン	L	21,707	-1.0%	21,490	26,019	121.1%	×
	軽油	L	292,358	-1.0%	289,434	315,144	108.9%	
	プロパンガス(LPG)	kg	129.7	-1.0%	128	91.8	71.5%	○
水道使用量削減		m ³	323	-1.0%	320	242	75.7%	○

< 備考 >

1. 目標比率は、目標値に対する実績の割合である。(実績値÷目標値)×100
2. 評価→○印:達成、 印:10%以内、×印:未達成

< 評 価 >

目標は未達成



環境経営計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容

目的	区分	項目	責任者	活動項目	評価		今後(次年度)の取組
					評価	内容	内容
環境配慮 工事実施	特定工事他	環境配慮 工事の実 施	中谷	特定工事での施工計画への反映	○	ICT導入し作業効率のUP	継続実施
				環境配慮工事の提案	○	低騒音低排ガス機を使用し て環境配慮	継続実施
	受託廃棄物 への配慮	収集運搬	中谷	過積載をしない	○	実施できている	継続実施
				運搬時の積荷の落下防止	○	シートで対策等している	継続実施
グリーン 購入推進	建設資材設 備		中谷	再生路盤材の使用	○	実施できている	継続実施
				間伐材使用バリケードの使用	○	実施できている	継続実施
				リサイクル材の使用	○	実施できている	継続実施
	事務用品他		神谷	環境ラベル対応品の購入検討	○	実施できている	継続実施
				何回も使える物購入検討	○	実施できている	継続実施
				小さい容器から大きな容器への切替検討	○	実施できている	継続実施
廃棄物 排出量削減	建設副産物 のリサイクル		中谷	廃棄物の分別化	○	実施できている	継続実施
				電子マニフェストの導入	○	実施できている	継続実施
				仮設資材、用具のリユース化	○	実施できている	継続実施
	事務所		神谷	コピー用紙の両面使用	○	実施できている	継続実施
				集約化購買	○	実施できている	継続実施
				FAXのPDF化の検討	○	実施できている	継続実施
				3Rの実践	○	実施できている	継続実施
				廃棄物の分別とリサイクル	○	実施できている	継続実施
二酸化炭素 排出量削減	購入電力	照明	神谷	消灯の徹底	○	実施できている	継続実施
				高効率照明機器の導入(LED化)	○	1部取り付け	継続実施
		空調	神谷	温度設定夏28 冬20		設定温度を超えていた	継続実施
				クールビズ、ウォームビズ	○	実施できている	継続実施
				フィルター定期清掃	○	実施できている	継続実施
				使用していない部屋の空調停止	○	実施できている	継続実施
		コンプレッサー	中谷	作業場コンプレッサー環境整備	○	実施できている	継続実施
				昼休み時間稼働停止	○	実施できている	継続実施
				エアー漏れの点検と修理	○	定期的にチェック	継続実施
		その他	神谷	使用しない機器の待機電力カット	○	実施できている	継続実施
				使用しない時の湯沸かし器のスイッチ OFF	○	実施できている	継続実施
	ガソリン ・ 軽油	社用車 10台 タンク	長谷川	エコドライブ	○	実施できている	継続実施
				定期的なオイル交換	○	実施できている	継続実施
				日常・定期点検の実施	○	実施できている	継続実施
				不要な荷物を搭載しない	○	実施できている	継続実施
				排ガス対応車の導入検討	○	実施できている	継続実施
				現場までの社用車の同乗の徹底	○	実施できている	継続実施
		重機	長谷川	アイドリングストップ	○	実施できている	継続実施
				省エネ重機の使用	○	ハイブリット重機の使用	継続実施
水道使用量 削減	上水		中谷	節水表示	○	実施できている	継続実施
				ストップガンの取り付け	○	実施できている	継続実施
地域貢献			神谷	敷地内の緑化を行う	○	実施できている	継続実施
				近隣道路清掃・草刈	○	12月・5月・8月に実施	継続実施

<備考>

- 取組期間の評価は、2022年10月～2023年9月の12ヶ月間の実績評価である。
- 評価判定
○(良くてきた)・(まあまあできた)・×(できなかった)・-(実施が見送られた)

環境関連法規の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

1. 環境関連法規の遵守状況

当事業所に適用される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

法規・条例・規制		条項	適用内容または規制基準値	備考	遵守 評価
(対象期間： 2023年10月1 日～2024年9 月30日)	廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃 に関する法律)	第6条の2第6項	一般廃棄物の収集運搬業者への委託処理	市条例の収集・処理基準の遵守	○
		第12条第2項	産業廃棄物の適正保管	・保管基準の遵守、保管場所の表示(60cm×60cm 以上掲示) ・廃棄物の悪臭・飛散防止	○
		第12条第5項	産業廃棄物の委託処理	収集運搬及び処分許可業者への委託	○
		第12条第6項	運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守	処理業者と契約契約書の締結	○
		第12条第9項	多量排出事業者による産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画の作成及び都道府県知事 への提出	産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く、)の前年度の発生量が合計1,000トン以上又は、特 別管理産業廃棄物の前年度の発生量が合計50トン 以上である事業場を設置している事業者	本取組期間 該当なし
		第12条第10項	多量排出事業者の計画の実施状況を都道府県知 事へ報告		本取組期間 該当なし
		第12条の3第1項	マニフェストの交付		○
		第12条の3第2項	マニフェストの保管	A票、5年間保管	○
		第12条の3第3項	収集・運搬業者の管理票交付者へのマニフェスト返 却	B1票の90日以内の送付等	本取組期間 該当なし
		第12条の3第6項	マニフェストの保管	B2、D、E票の5年間保管	○
		第12条の3第7項	マニフェスト交付状況の知事報告	6/30までに報告書提出	○
		第12条の3第8項	管理票写しの送付がない時の適切な措置の実施	運搬又は処分業者からのB2(90日以内)、D、E票(180 日以内)の期間内返却	○
		第14条第1項	産業廃棄物の収集運搬業の許可	県知事の許可	○
		第14条第12項	産業廃棄物処理基準の順守	産業廃棄物収集運搬業者	○
		第14条の2	産業廃棄物の収集運搬業の許可等変更	県知事の許可	○
	建設リサイクル法(建設工事に係る資材 の再資源化等に関する法律)	第5条	建設業者の責務	分別の励行、リサイクルの推進	○
		第9条	対象建設工事受注者又は自主施工者の分別解体 等の実施	解体工事・80㎡以上 新築・増築工事・500㎡以上 その他の工作物に関する工事(土木工事等・500万 円以上)	○
		第10条	対象建設工事の発注者又は自主施工者の対象工 事の届出	発注者に工事計画等を説明し工事着手7日前までに 市長に届出書を提出	○
		第12条	対象建設工事受注者の発注者への届出事項の説 明		○
		第16条	対象建設工事受注者の再資源化等の実施		○
		第18条	対象建設工事の元請業者による発注者への特定 建設資材廃棄物の再資源化工事等の完了報告	発注者への完了報告	○
		第31条	技術管理者の設置(解体工事の監督)		○
	騒音規制法	第14条	特定建設作業の実施の届出	バックホウ(原動機定格出力80KW以上)等を使用す る特定建設作業	○
		第15条	特定建設作業に伴って発生する騒音に対する改善 勧告及び改善命令	規制基準の遵守(指定地域・時間帯規制)	○
	振動規制法	第14条	特定建設作業の実施の届出	くい打機等を使用する特定建設作業	○
		第15条	特定建設作業に伴って発生する振動に対する改善 勧告及び改善命令	規制基準の遵守(指定地域・時間帯規制)	○
	浄化槽法	第10条	浄化槽の保守点検及び清掃の実施	保守点検及び定期清掃の実施	○
		第10条の2	浄化槽の使用開始報告書の提出	使用開始から30日以内に県知事へ提出	○
		第11条	指定検査機関による水質に関する検査の実施	法定検査の実施(1回/年)	○
	家電リサイクル法(特定家庭用機器再商 品化法)	第6条	特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬をする者等へ の適切な引き渡し、料金の支払	指定家電(テレビ・冷蔵庫・ホームエアコン他)廃棄時 のサイクル料金の支払	本取組期間 該当なし
	自動車リサイクル法(使用済自動車の再 資源化等に関する法律)	第8条	使用済自動車の引渡義務		○
		第73条	使用済自動車の引き取り業者への引き渡し	リサイクル料金の支払(廃車時)	
	フロン排出抑制法(フロン類の使用の合 理化及び管理の適正化に関する法律)	第16条	冷凍空調機器：全ての第一種特定機器が対象 自身での「簡易点検(3ヶ月に1回以上)」、実施 電動機定格出力に応じ有資格者による「定期点検」 空調機(50kW以上)1年に1回以上 空調機(7.5kW～50kW未満)3年に1回以上 冷凍冷蔵機器(7.5kW以上)1年に1回以上	企業・法人の管理者が確認 有資格者による定期点検実施	○
		第41条	第1種特定製品廃棄等実施者の引渡義務	製品管理者のフロン類回収業者へのフロン類の引き 渡し義務 簡易点検の実施(3ヶ月に1度、建設建機も含む)	○
	建設業法	第3条の1	国土交通大臣に対する一般建設業の許可の申請		○
		第25条第1項	主任技術者の設置		○
		第25条第2項	管理技術者の設置		○
		第25条の2	指定給水装置工事事業者の指定	給水装置工事主任技術者	○
		第22条	設計者等の資格	技術士、第一種技術検定等	○
	河川法	第50条第1項	ダムの適正な維持、操作、管理	ダム管理主任技術者	○
	静岡県条例	第71条	騒音に係る特定建設作業の実施の届出(工事開始 7日前)	鉄骨及び構りょうの組み立て作業	○
		第72条	改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守	○
		第88条	振動に係る特定建設作業の実施の届出(工事開始 7日前)	くい打機(振動規制法の特定建設作業に準ずる)	○
		第89条	改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守	○
	浜松市条例	第8条	産業廃棄物管理責任者の設置		○
		第10条	委託先の実地確認と記録の保存	現地確認記録の保管	○
責務 ・ 努力	法令	環境基本法	第8条	自主努力義務、行政への協力	EA21の取組
		地球温暖化対策推進法	第5条	自主努力義務、行政への協力(温室効果ガス抑制 措置)	EA21の取組
		循環型社会形成推進基本法	第11条	廃棄物の3R及び適正処理の推進	廃棄物の分別、行政への協力(廃棄物等の内、有用 な物の循環的な利用を促進)
		資源の有効な利用の促進に関する法律	第4条	指定再資源化製品のリサイクルへの協力(適正廃 棄)	パソコン、小型二次電池等の廃棄時
		グリーン購入法(国等による環境物品等 の調達に関する法律)	第5条	事業者の責務(国等の施策への協力等)	物品の購入、借り受け等する場合の環境物品等の 選択

2. 違反、訴訟等の有無

環境関連法規等への違反はなく、関係機関からの指摘、指導、利害関係者からの訴訟もありません。

評価日 2024年10月6日

評価者 環境管理責任者 中谷 浩和

代表者による全体の評価と見直し・指示

作成: 2024年10月6日
環境管理責任者: 中谷 浩和

報告	作成
中谷	中谷

対象期間: 2023年10月1日 ~ 2024年9月30日	項目	確認	(必要に応じて評価・コメント記載)
	1 エコアクション21文書	☒	記録・文書として作成しました。
	2 環境経営目標及び目標達成状況	☒	目標を達成できるように取り組んでいます。
	3 環境経営計画及び取り組み実施状況	☒	継続して取り組んでいます。
	4 環境関連法規要求一覧及び遵守状況	☒	記録に記載いたしました。
	5 外部コミュニケーション・対応記録	☒	特に問題ありませんでした。
	6 問題点の是正・予防措置の実施状況	☒	別紙にて報告するようにします。
	7 取引先、業界、関係行政機関、その他の外部動向	☒	特にありません。
	8 その他 ()	☐	

2・代表者による全体評価・見直し指示	弊社は社会・経済の持続的な発展を目指し、土木工事を通じての二酸化炭素の削減、循環型社会を実現するためエコアクションに取り組んでいる。 コロナ明けから仕事量が徐々に回復した結果、残念ながらCO2排出量は増加傾向にある。 現場では中型重機にもICT機施工が増やせる様に増車し、生産性向上に努めた。 環境配慮型(尿素SCRシステム搭載ダンプ車)の大型ダンプを増車し、有害な窒素酸化物(NOx)を削減に取り組んだ。 今後も環境経営目標に基づく環境経営計画の理解を深めて改善活動を継続していく。 2024年10月10日 株式会社 中谷総業 代表取締役 中谷 真樹		
	見直し項目	変更の必要性	「有」の場合の指示事項等
	1 環境経営方針	有・ ☒ 無	
	2 環境経営目標	有・ ☒ 無	
	3 環境経営計画	有・ ☒ 無	
	4 実施体制	有・ ☒ 無	
	5 その他のシステム要素	有・ ☒ 無	
	6 その他(外部への対応)	有・ ☒ 無	